

宮城県監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項，第2項及び第4項の規定により平成24年4月から6月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査等の結果は次のとおりです。

平成24年8月31日

宮城県監査委員 安藤 俊威
宮城県監査委員 菅間 進
宮城県監査委員 遊佐 勘左衛門
宮城県監査委員 工藤 鏡子
記

1 監査実施機関及び監査実施年月日

| 監査実施機関 | 監査実施日 |
|----------------|-------|
| 環境生活部 | |
| 地方機関 | |
| 原子力センター | 4月2日 |
| 動物愛護センター | 4月2日 |
| 保健福祉部 | |
| 地方機関 | |
| 高等看護学校 | 5月31日 |
| 子ども総合センター | 6月29日 |
| 中央児童相談所 | 6月13日 |
| 北部児童相談所 | 5月25日 |
| 経済商工観光部 | |
| 地方機関 | |
| 大崎高等技術専門校 | 5月23日 |
| 宮城障害者能力開発校 | 4月2日 |
| 松島公園管理事務所 | 6月5日 |
| 農林水産部 | |
| 地方機関 | |
| 林業技術総合センター | 6月6日 |
| 教育庁 | |
| 地方機関 | |
| 北部教育事務所栗原地域事務所 | 6月5日 |
| 特別教育支援センター | 4月2日 |
| 松島自然の家 | 6月5日 |
| 蔵王自然の家 | 6月12日 |
| 角田高等学校 | 5月29日 |
| 石巻高等学校 | 5月17日 |
| 築館高等学校 | 6月5日 |

| | |
|-------------|-------|
| 気仙沼高等学校 | 5月24日 |
| 仙台二華高等学校 | 6月13日 |
| 仙台二華中学校 | 6月13日 |
| 仙台三桜高等学校 | 6月13日 |
| 石巻好文館高等学校 | 5月30日 |
| 村田高等学校 | 5月23日 |
| 涌谷高等学校 | 5月15日 |
| 田尻さくら高等学校 | 6月12日 |
| 泉高等学校 | 5月23日 |
| 中新田高等学校 | 6月6日 |
| 女川高等学校 | 5月24日 |
| 松山高等学校 | 5月29日 |
| 仙台西高等学校 | 6月13日 |
| 泉館山高等学校 | 5月23日 |
| 利府高等学校 | 5月10日 |
| 気仙沼西高等学校 | 5月24日 |
| 柴田高等学校 | 5月16日 |
| 蔵王高等学校 | 6月12日 |
| 東松島高等学校 | 6月29日 |
| 黒川高等学校 | 6月6日 |
| 石巻北高等学校 | 5月17日 |
| 加美農業高等学校 | 6月6日 |
| 小牛田農林高等学校 | 5月29日 |
| 上沼高等学校 | 5月9日 |
| 米山高等学校 | 5月15日 |
| 工業高等学校 | 5月31日 |
| 白石工業高等学校 | 5月29日 |
| 大河原商業高等学校 | 5月16日 |
| 視覚支援学校 | 4月25日 |
| 聴覚支援学校 | 4月25日 |
| 光明支援学校 | 4月2日 |
| 船岡支援学校 | 4月2日 |
| 西多賀支援学校 | 4月2日 |
| 角田支援学校 | 4月2日 |
| 石巻支援学校 | 4月2日 |
| 気仙沼支援学校 | 5月25日 |
| 古川支援学校 | 6月12日 |
| 支援学校小牛田高等学校 | 4月2日 |
| 利府支援学校 | 5月10日 |
| 迫支援学校 | 5月9日 |
| 警察本部 | |
| 地方機関 | |
| 大和警察署 | 5月18日 |

若柳警察署
白石警察署

6月6日
5月25日

2 監査結果

平成23年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。

その結果、公表すべき指摘事項は以下のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。

なお、宮城県警察の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況を重点として実施しました。

(1) 仙台三桜高等学校

教育財産の使用許可に係る使用料等において、調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

電柱敷地等

4月1日に調定すべき電柱敷地等使用料について、11月になってから4月に遡って調定したもの

- ・件数 6件
- ・調定金額 36,580円

使用料及び光熱水費

平成23年5月7日から9月10日までの期間に、外部模擬試験会場として学校の使用を許可したが、施設使用料及び光熱水費を10月になってから遡って調定したもの

- ・件数 26件
- ・調定金額 68,747円

(2) 石巻好文館高等学校

教育財産の使用許可に係る使用料等において、調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

電柱敷地等

4月1日に調定すべき電柱敷地等使用料について、翌年3月に調定したもの

- ・件数 2件
- ・調定金額 23,500円

光熱水費

売店等に係る平成23年5月から11月分の光熱水費を翌年3月にまとめて調定したもの

- ・件数 18件
- ・調定金額 40,456円